

平成30年度第1回犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会次第

日時：平成30年12月3日（月）

午後1時30分～3時

場所：犬山市役所205会議室

1. あいさつ

2. 協議事項

(1) 犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会の立ち上げについて（資料1）

(2) 犬山市生活支援体制整備事業の進捗について（資料2）

(3) 会長及副会長の選任について（資料3）

3. その他

平成30年度第1回犬山市地域ケア・生活支援推進協議会資料

犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会 の立ち上げについて

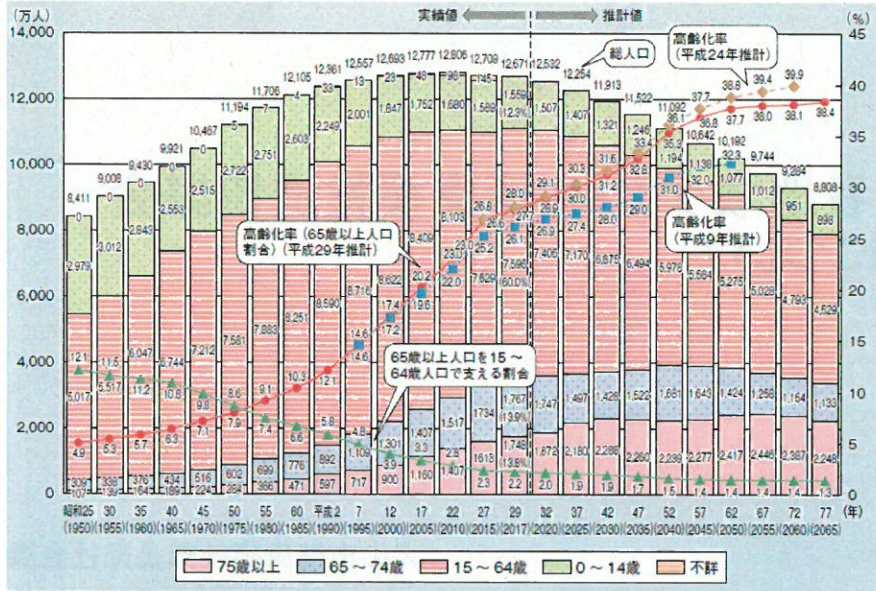
犬山市健康福祉部長寿社会課

1

1. 協議会立ち上げの背景

2

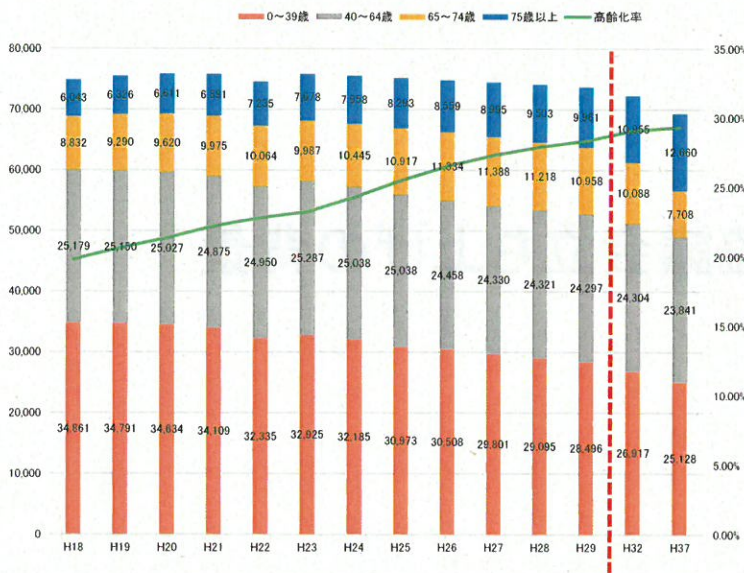
背景1 人口構造の変化



- ▼総人口はH22をピークに減少
 - ▼高齢化率は増加
- ⇒支え手が少ない逆ピラミッド型となると予測

内閣府：平成30年版「高齢社会白書」より

犬山市の人口推移



- ▼総人口はH23をピークに減少
 - ▼高齢化率は増加
- ⇒国の状況と同様、逆ピラミッド型の構造

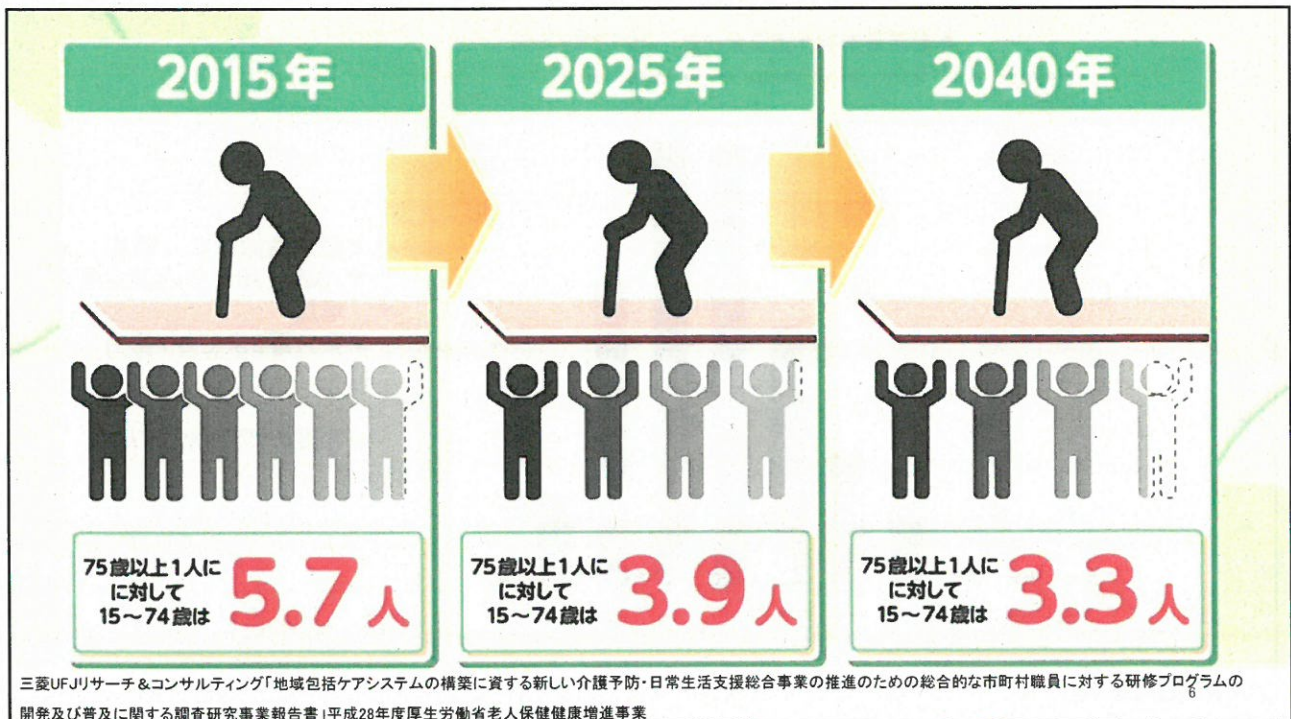
長寿社会課事業概要

人口（H30.10末時点）

総数	74,272人
男性	36,955人
女性	37,317人
◇うち、高齢者人口（高齢化率）	21,264人(28.6%)
男性	9,538人
女性	11,726人
◇地区別人口（高齢化率）	
犬山地区	31,481人（27.2%）
城東地区	13,975人（28.2%）
羽黒地区	14,908人（31.9%）
楽田地区	12,583人（29.1%）
池野地区	1,325人（25.4%）

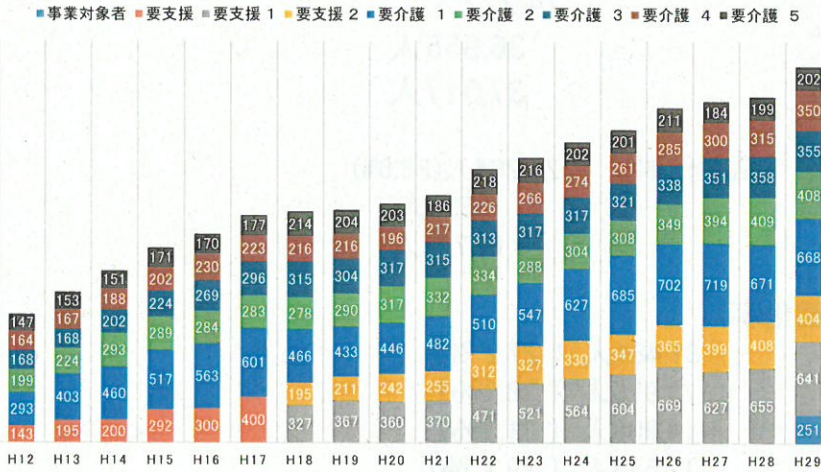
犬山市：人口動向

5

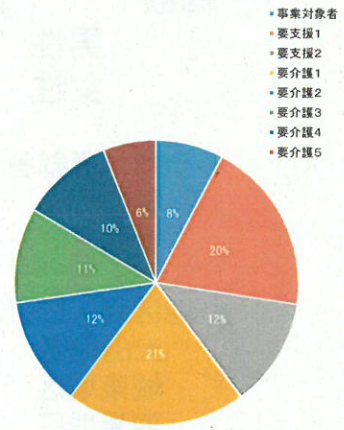


背景2 要介護認定者数の増加

要介護認定者数の推移



認定者の割合

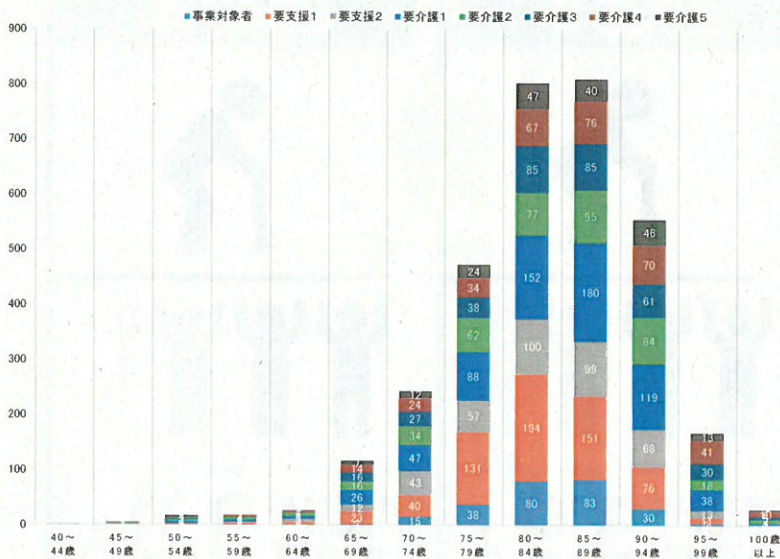


長寿社会課事業概要

H12~H17: 要支援の区分のみ
H29~ : 事業対象者区分増設

7

年齢階層別要介護認定状況 (H29年度末時点)

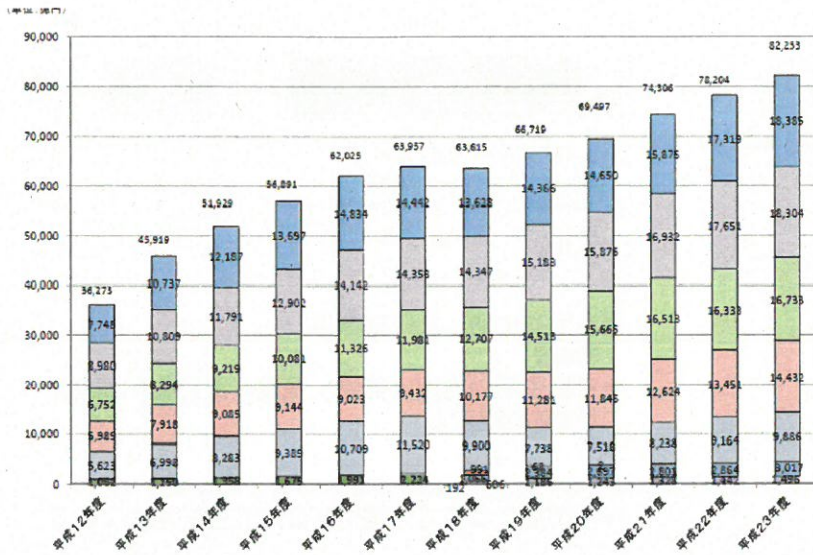


- ▼ 認定者数は年々増加
 - ▼ 70歳を超えると認定者が増加
 - ▼ 要介護2までが7割
- ⇒ 軽度の認定者が多い

長寿社会課事業概要

8

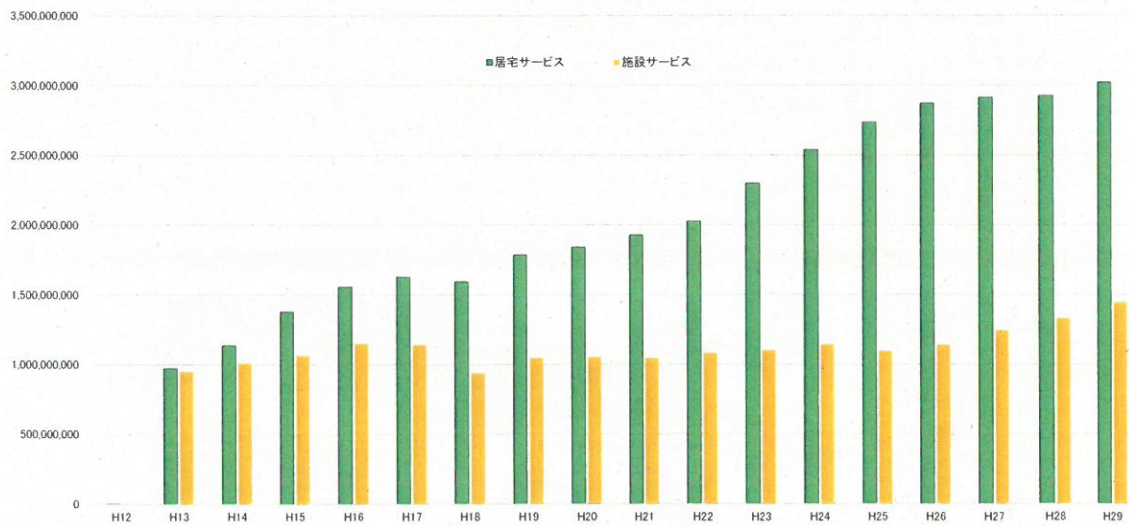
背景3 介護費用の増加



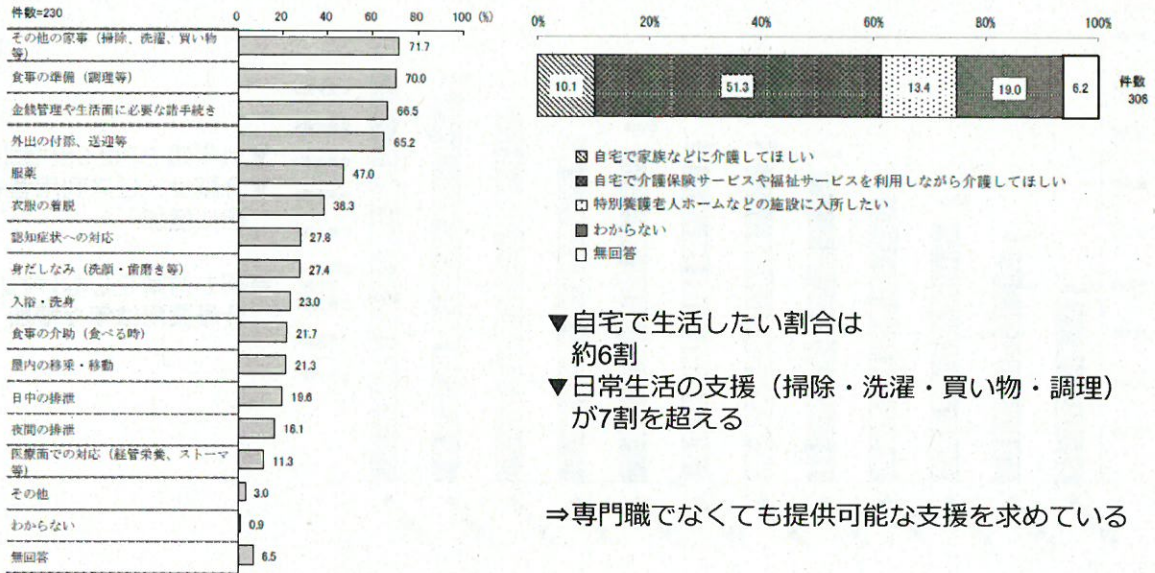
▼11年間で約2.3倍増加
 ▼介護サービス利用者も2.4倍に増加
 ⇒何も対策をしなければ、
介護費用は年々増加

厚生労働省：介護費用の推移

給付費の比較



背景4 在宅介護へのニーズ



▼自宅で生活したい割合は約6割
 ▼日常生活の支援 (掃除・洗濯・買い物・調理) が7割を超える

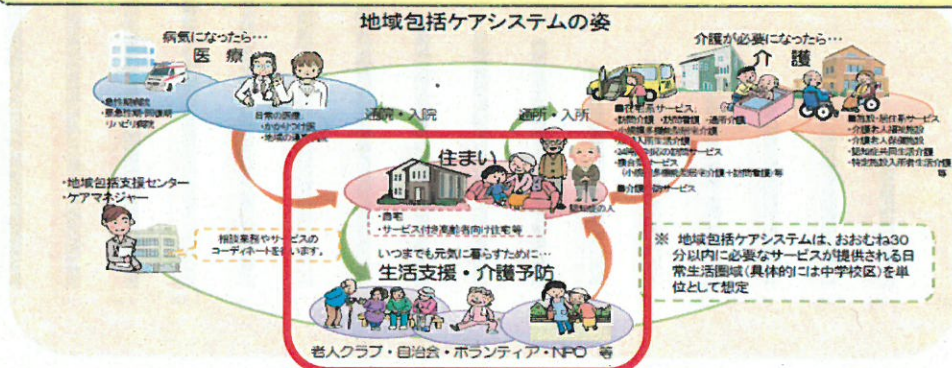
⇒専門職でなくても提供可能な支援を求めている

犬山市：高齢者福祉・介護に関するアンケート調査 (H28年度実施)

11

介護保険制度における事業展開

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



厚生労働省：地域包括ケアシステム

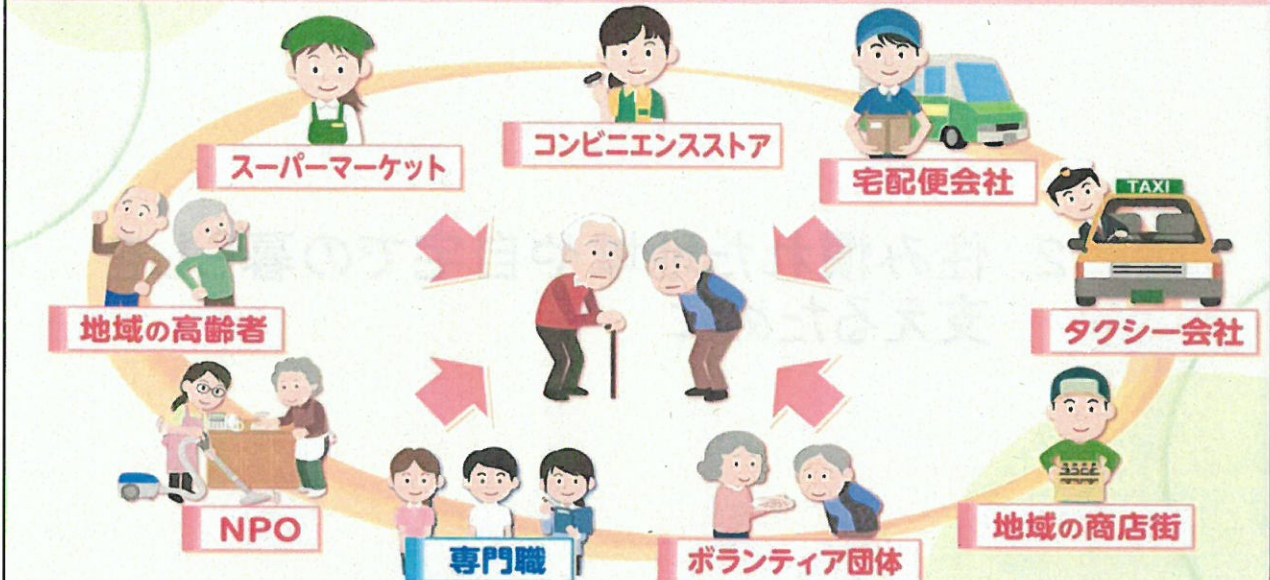
12

2. 住み慣れた地域や自宅での暮らしを支えるために

13

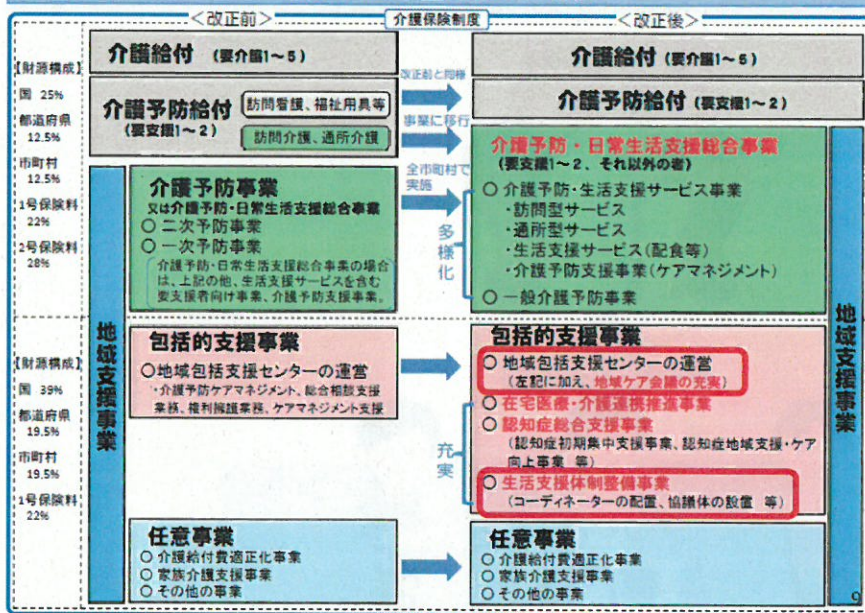


これからの高齢者支援



三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業報告書」平成28年度厚生労働省老人保健健康増進事業

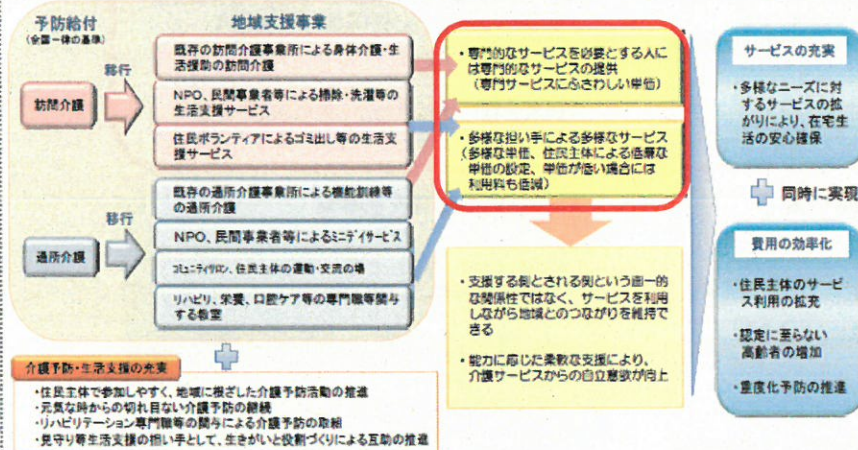
新しい地域支援事業の全体像



- ▼ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護が地域支援事業へ
- ▼ 生活支援体制整備他が新設
- ⇒ 地域包括ケアシステムの構築を推進するための事業

総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に戻ることも。



▼サービス提供主体を介護事業所に限定しない

▼地域との関係が途切れない

⇒多様な主体の参画が必須

厚生労働省：総合事業ガイドライン

17

3. 犬山市の取り組み

18

生活支援体制整備事業

- ▼平成27年度～平成28年度
 - ・在宅介護相談協力員（現在廃止）を対象に居場所づくりの研修を実施
- ▼平成29年度～
 - ・犬山市生活支援コーディネーターを配置（委託）
 - ・各地区高齢者あんしん相談センター管轄圏域に協議体を設置

⇒生活を支える仕組みづくりを推進

地域ケア会議の充実

- ▼平成29年度～
 - ・高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を委託化
 - ・各地区高齢者あんしん相談センターの主任介護支援専門員が主体となり、個別会議の開催を推進

⇒個別会議の積み重ねから地域課題を把握

在宅医療・介護連携推進事業

- ▼平成24年度～
 - ・多職種連携会議（現いぬやまあんしんの会）を開催
- ▼平成29年度～
 - ・犬山市在宅医療・介護連携推進協議会を開催
 - ・びーよんねっと（ICT）導入

⇒入退院と在宅生活の切れ目のない支援を推進

認知症総合支援事業

- ▼平成27年度～平成28年度
 - ・医師会と協働し、認知症相談を実施
- ▼平成29年度～
 - ・認知症初期集中支援チームを委託により発足
 - ・認知症地域支援推進員を各地区高齢者あんしん相談センターへ配置
 - ・びーよんねっと（ICT）導入

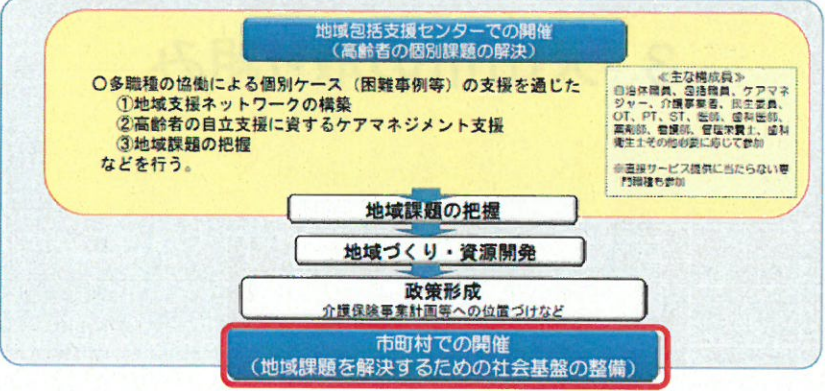
⇒早期発見・早期介入の支援を推進

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

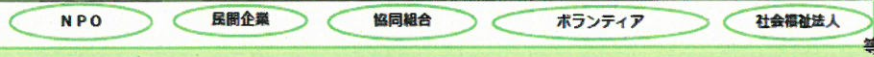
エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



厚生労働省：総合事業ガイドライン

21

市全体

犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会（多様な主体での情報共有・各主体との連携）



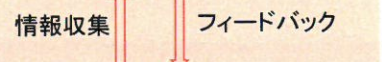
地域ケア個別会議
(圏域での個別ケアの向上と地域課題の把握)

1層協議体研究会
(協議会で検討、2層協議体で再度検討)

各圏域



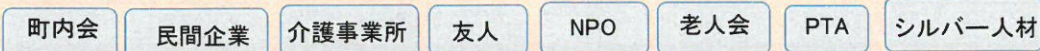
地域ケア個別会議
(個別ケアの向上・地域課題の把握)



2層協議体
(圏域の地域情報の収集や共有・担い手探し)



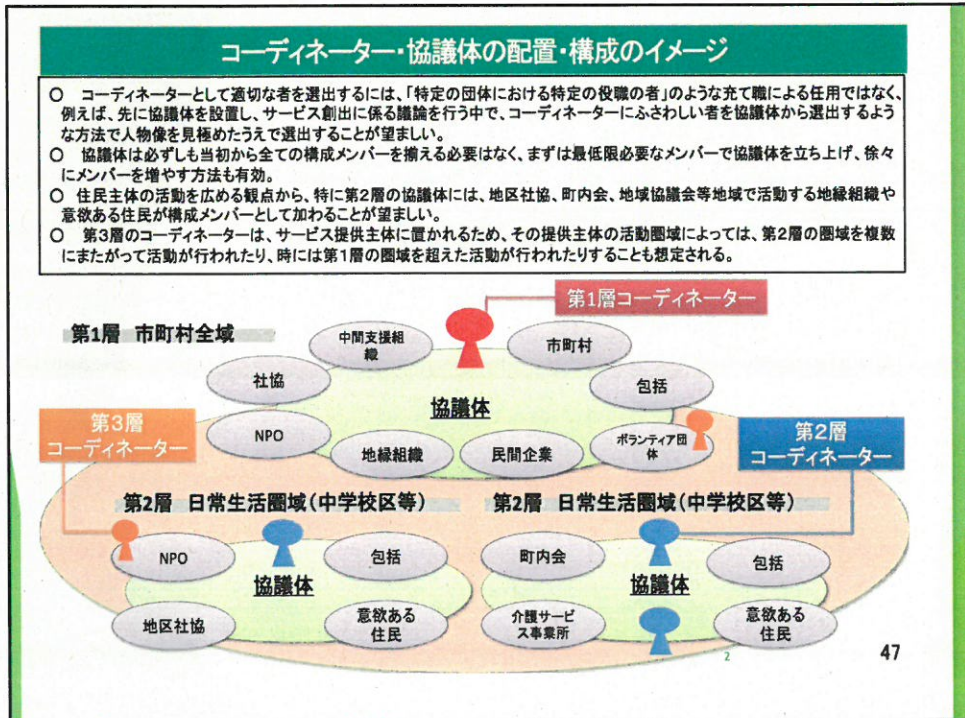
小地域

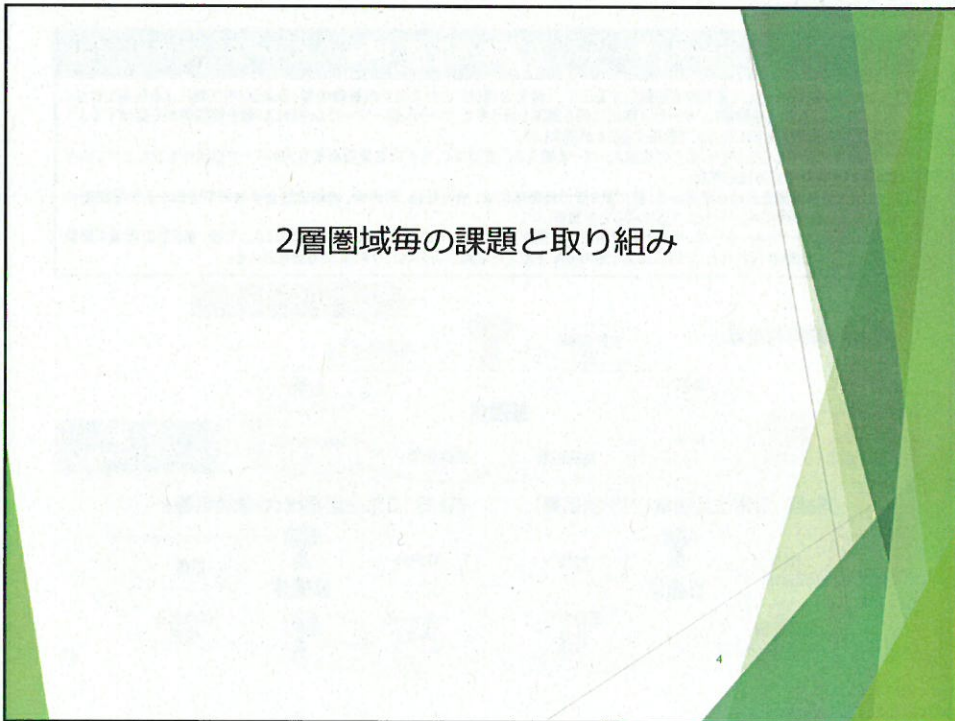
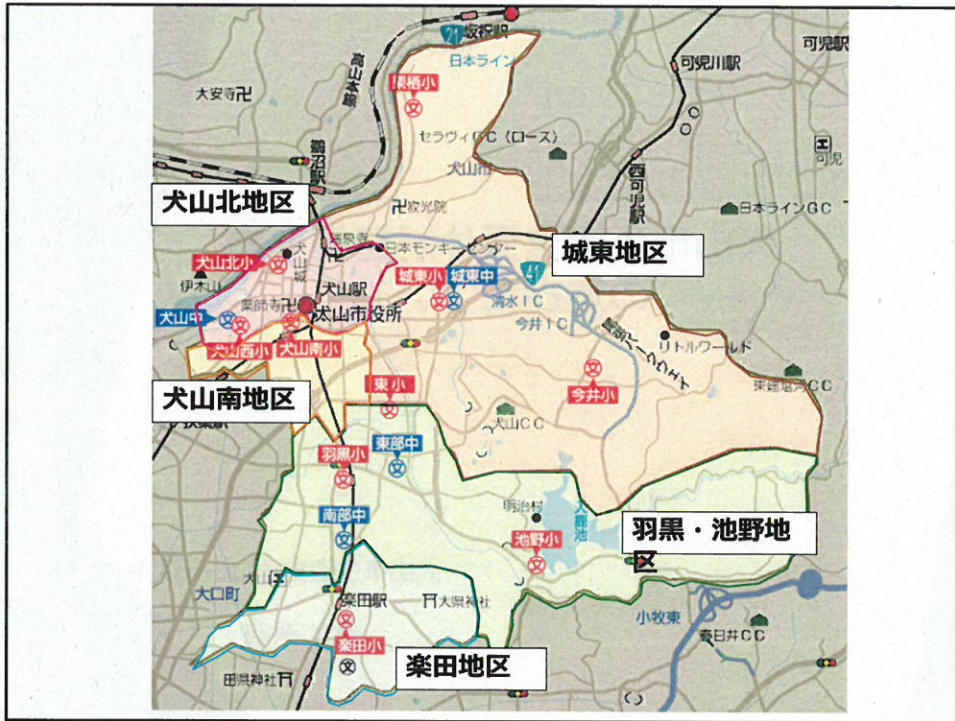


協議体や地域ケア会議の開催を通じ、地域の現状・課題を把握 ⇒それぞれの立場で「できること」を探す²²

犬山市生活支援体制整備事業 の進捗について

犬山市生活支援コーディネーター
河村 政徳





犬山北地区 協議体

場 所 : 魚屋町山車蔵

開催頻度 : 毎月1回 第3木曜日 AM10:00~
(平成30年1月開始 通算11回開催)

構成メンバー : 民生委員、老人クラブ会員、社会福祉協議会職員、
ケアマネジャー、民間事業所(美容師、鍼灸師)、主婦 等



犬山北地区 の 地域性

- ・ 行政機関や商業施設、交通機関などが集結し利便性が高く、人口が密集している。
- ・ 名鉄犬山駅を境に西部は城下町から上坂町周辺まで歴史が深く地元の住民が多い。城下町では祭神事があるため町内の結束は強い反面、地域としての結束意識は薄いように感じる。
- ・ 東部は天神町、松本町や丸山地区など比較的新しい住宅地のため新住民が多い。
- ・ 北小学校、西小学校区、西コミュニティ。
- ・ 鉄道 : 犬山駅、犬山遊園駅
- ・ 犬山北地区高齢者あんしん相談センター

犬山北地区協議体 で これまでに話し合われた課題

- ・北小学校児童の登下校時、スクールガードが見守りを行っているが、下校時に通学路の末端までの見守りが行き届きにくい。
- ・城下町及び本町周辺では、自宅に駐車場が無い場合が多く、高齢者が介護サービスを受ける際に、提供する事業所側が困惑するケースがある。
- ・東部は転入してきた新住民の団地やマンションが多いため近隣との関係が希薄なため、サロン活動などの創出が必要。
- ・地域活動を実施している企業、団体：犬山ガス、今仙電機、郵便局、拍子木隊 等

犬山北地区協議体 での主な取り組み

- ・天神町をモデル地区として、犬山北地区高齢者あんしん相談センターが主となり住民アンケートを実施。
天神町：約38年前にできた団地、戸別投函により全戸配布（369軒）、回収率43.1%
- ・アンケートの集計結果をフィードバックするため当該団地の集会所にて報告会を実施。（参加者45名）
- ・団地全体の少子高齢化、新陳代謝が進まない状況から個別課題までを共有、参加者の多くが将来の不安と、団地内の希薄な関係を改善したい意向を確認し、今後定期的な集まりを実施する運びとなった。
→3層協議体につながる取り組み。

犬山南地区 協議体

場 所 : 名古屋トヨペット 五郎丸店

開催頻度 : 毎月1回 第4金曜日 PM13:30~
(平成30年1月開始 通算11回開催)

構成メンバー : 民生委員、教員、病院職員、シルバー人材センター会員、
ケアマネジャー、介護事業所職員、主婦 等



犬山南地区 の 地域性

- ・ 国道41号線、県道27号線を中心に飲食店、商業施設が集結しており、岐阜バスやコミュニティバスの停留所もある。
- ・ 県道27号線を挟み、西部は上野新町から上坂町周辺まで新興住宅が多い反面、橋爪、五郎丸地区は地元住民が多い。
- ・ 東部は中山町、時迫間地区など比較的新しい住宅地と、犬山ニュータウンなど高齢化率が高い団地が点在している。
- ・ 西小学校、南小学校、東小学校区、西コミュニティ、東コミュニティ。
- ・ 鉄道 : 犬山口駅
- ・ 犬山南地区高齢者あんしん相談センター

犬山南地区 協議体で これまでに話し合われた課題

- ・住民が高齢化している犬山ニュータウンであるが自治体運営が優れている。
複数の委員を設置して、町内の自治活動を円滑に行っている。
- ・自治会に加入していない世帯が増え、住民情報が把握できない。
→葬儀も家族葬が増えており、地域の関係は希薄。
- ・集会所を持たない地域もあるため、サロン活動などを行う場所がない。
- ・地域の企業、団体への挨拶：ヤクルト、マツヤデンキ、郵便局、犬南おやじの会 等

犬山南地区 協議体での主な取り組み

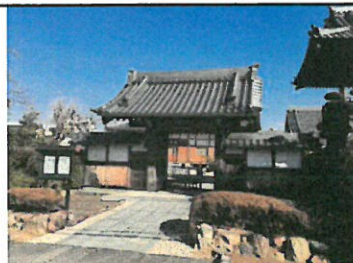
- ・体操教室の場所を探していた高齢者グループと、
社会貢献の一環として場所を提供したい名古屋トヨペットをマッチングし、
高齢者の体操教室の場所を確保。
- ・高齢者の散歩コースと、南小学校児童の通学路をマッチングし、双方が見守り合える
ウォーキングマップを作成。
- ・自治体加入者が減る中、積極的な支え合い活動ではなく、「ゆるやかなかたち」で
近隣が見守り合える活動を模索中。
- ・地域貢献のため、郵便局より場所提供の申し出があり、「絵手紙教室」として初回開
催予定。(12月8日)

城東地区 協議体

場 所 : 宗榮寺

開催頻度 : 6週間毎 火曜日 AM10:00~
(平成30年2月開始 通算7回開催)

構成メンバー : 民生委員、民生委員OB、高齢者サロン世話人、主婦 等



城東地区 の 地域性

- ・犬山市全体の約1/3の面積を城東地区（栗栖、善師野、前原、今井 等）が占めている。
- ・四季の丘、もえぎが丘等の新興住宅地がある一方、地域のほとんどが山林や田園地帯であり、高齢化が進んでいる地域では交通弱者、買い物難民の課題が顕著である。
- ・里山地域では持ち家、同居率が高く、家族間や地縁組織のつながりが保たれている。
- ・善師野台や前原台等、高齢化が進んでいる団地が点在している。
- ・栗栖小学校、城東小学校区、東小学校、今井小学校区、
城東コミュニティ、東コミュニティ、今井コミュニティ。
- ・鉄道：富岡前駅、善師野駅
- ・城東地区高齢者あんしん相談センター

城東地区 協議体で これまでに話し合われた課題

- ・高齢化が進んでいる団地での買い物、移動の問題。
- ・2層圏域が広範囲なため、各地域の情報収集が困難。
→各地域へは2SCおよびあんしん相談センターが入り込み情報を把握。
- ・協議体参加者の属性、地域が偏っているため2層圏域での協議が難航。
- ・地域にある喫茶店が集いの場になっている情報。

城東地区 協議体での主な取り組み

- ・買い物困難者がいる地域（善師野台）と、移動販売業者をマッチングし、定期的な移動販売日を設定。
- ・協議体参加者の制度理解、意識合わせを行う下地作り。
- ・広範囲のため、地域情報、地域課題の収集方法を検討。
- ・移動サービスの担い手について、他市町村の先進事例を研究。

羽黒・池野地区 協議体

場 所 : 喫茶ムーン

開催頻度 : 毎月 第3土曜日 PM13:30~
(平成30年1月開始 通算11回開催)

構成メンバー : 民生委員、民生委員OB、老人クラブ会員、高齢者サロン世話人、
主婦、介護サービス事業者 等



羽黒・池野地区 の 地域性

- ・羽黒地区から池野地区まで東西に圏域が広がっている。
- ・羽黒駅周辺は市街地であり、医療機関や商業施設がある一方、日の出団地、長者町団地、グリーンハイツ等の住宅地域は、高齢化が進み交通弱者、買い物難民の課題がある。さらに、山間部の池野地区では、生活圏域、地域課題そのものに違いがあり、同一の2層圏域として捉えることはできない。
- ・羽黒小学校、東小学校区、羽黒コミュニティ、東コミュニティ。
- ・鉄道：羽黒駅
- ・羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター

羽黒・池野地区 協議体で

これまでに話し合われた課題

- ・高齢者が利用しやすい飲食店の情報収集。
- ・買い物、移動困難者への対応、コミュニティバスの利用について。
- ・地域にある喫茶店で健康教室を開催。
- ・グリーンハイツでの盆踊り再開等、地域力を確認。
- ・日常生活支援体制整備事業の住民周知が必要。

羽黒・池野地区 協議体での主な取り組み

- ・花見会場の設営に困っている老人会と、地域のボランティア団体をマッチング。
- ・コーディネーターが地元の企業や商店を回り情報収集。
→宅配可能な商店や、場所の提供が可能な企業など「できること情報」を集約。
- ・日常生活支援体制整備事業、協議体の住民周知を目的に「チラシ」を作成。
- ・コーディネーターが長者町、グリーンハイツの集いに入り込み、住民座談会を実施。
→今後、3層協議体につながる働きかけを継続。

楽田地区 協議体

場 所 : 勤労青少年ホーム、名古屋経済大学 等

開催頻度 : 毎月 第1土曜日 AM9:30~
(平成29年12月開始 通算10回開催)

構成メンバー : 民生委員、老人クラブ会員、高齢者サロン世話人、
シルバー人材センター会員、主婦、市議会議員 等



楽田地区 の 地域性

- ・ 楽田駅、県道27号線を中心とした市街地、西部には企業・工業団地が広がっている。
- ・ 地域全体に西楽田団地、二の宮団地、つつじヶ丘団地等、約35年前にできた住宅地が点在している。東部は従来の地元住民が住む地域や、農地、果樹畑があり、地縁活動が多く残っている。
- ・ 買い物などの生活圏域は隣接する小牧市や大口町へ行くことが多い。
- ・ 楽田小学校区、楽田コミュニティ。
- ・ 鉄道：楽田駅
- ・ 楽田高齢者あんしん相談センター

楽田地区 協議体で これまでに話し合われた課題

- ・地元で起きた火災をきっかけに、高齢者の安否情報、災害対策について。
- ・地元商店の閉店に伴い、買い物困難者の情報収集、今後の課題として捉える。
- ・支え合い活動について町内会レベルでの推進方法。
→他市町村の先行事例を研究。
- ・参加者の制度理解、協議体のベクトル合わせについて。
- ・日常生活支援体制整備事業の住民周知が必要。

楽田地区 協議体での主な取り組み

- ・コーディネーターが地元の企業や大学を回り情報収集。
→名古屋経済大学地域連携室と連携を確認。
- ・高齢者サロン不毛の地であった内久保地区に、地域サロンを立ち上げ。
- ・日常生活支援体制整備事業、協議体の住民周知を目的に「チラシ」を作成。
- ・町内会レベルでの支え合い活動を推進している「原地区」「西楽田地区」が3層協議体として実質的な活動を開始。

各地区共通の課題

- ・協議体の構成メンバーが「多様な主体」となっていない。
→属性や地域に偏りがある。
- ・移り住んできた新住民の参加が多い反面、従来の地元住民の参加が少ない。
- ・地域資源や地域課題の情報を一元管理できるプラットフォームが必要。
- ・生活支援体制整備事業の住民周知と、担い手の発掘。
- ・2層協議体を活性化させるには？

1層協議体 研究会

場 所 : 市民活動支援センターしみんてい

開催日 : 平成30年9月13日 PM14:00~
(随時開催)

構成メンバー : 老人クラブ連合会会長、民生委員、高齢者サロン世話人、
2層生活支援コーディネーター、主婦 (各層圏域代表の形態)



1層協議体研究会で話し合われた内容

- ・ 生活支援体制整備事業の住民周知が必要。
- ・ 全市的な担い手づくり
→あらゆる世代や団体に活躍していただく機会を提案。
特に60～70代の世代に地域活動、支え合いの視点を持っていただくよう啓発できないか。
- ・ 「2層協議体」を活性化するための方法。
→「2層協議体の交流会や発表会の企画」等。

犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活支援コーディネーター
- (2) 地域医療の関係者
- (3) 介護サービス又は介護予防サービスに係る事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、協議する事項について調査及び研究を行うため必

要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、会長が指名する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、その委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審査が終了したときは、当該調査又は審査の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会委員名簿

(任期:平成30年12月1日～平成33年11月30日)

	名前	所属団体	役職等
1	岡田 和明	学校法人市邨学園名古屋経済大学	地域連携センター長
2	加藤 武志	学校法人梅村学園中京大学	社会学部非常勤講師
3	松山 勝美	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	事務局長
4	堀場 秀樹	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	事務局長
5	奥村 好樹	犬山商工会議所	事務局長
6	松本 里美	特定非営利活動法人シェイクハンズ	理事長
7	森岡 万朱衣	楽田地区コミュニティ推進協議会	会長
8	矢島 幹弘	介護サービス事業者協議会	会長
9	原 康眞佐	犬山南地区協議体	-
10	深堀 万利奈	城東地区協議体	-

事務局:犬山市健康福祉部長寿社会課

会議録

1 附属機関の名称

犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会

2 開催日時

平成30年12月3日（月） 午後1時30分から3時まで

3 開催場所

市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 岡田 和明 委員
加藤 武志 委員
松山 勝美 委員
堀場 秀樹 委員
奥村 好樹 委員
松本 里美 委員
森岡 万朱衣 委員
矢島 幹弘 委員
原 康眞佐 委員
深堀 万利奈 委員

- (2) 執行機関 健康福祉部長寿社会課 課長 吉田 高弘
課長補佐 中村 亘
渡辺 啓司
蕪澤 絵美

5 議題

- (1) 犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会の立ち上げについて（資料1）
(2) 犬山市生活支援体制整備事業の進捗について（資料2）
(3) 会長及び副会長の選任について（資料3）
(4) その他

6 傍聴人の数

0人

7 内容

事務局

(中村補佐)

○開会

- ・本会議は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような体制を地域で整備することを目的に設置した。
- ・委員として10名の方に平成30年12月1日から平成33年11月30日までの3ヵ年の期間で委嘱させていただいた。委嘱状については、市長からおひとりずつに伝達させていただくのが本意だが、時間の都合により席に用意させていただいたことを了承いただきたい。
- ・犬山市付属機関の会議の開催に関する要綱により、傍聴希望者への公開及び議事録の公開が決まっている。本日の傍聴者は0人。議事録の公開にあたっては、委員2人以上の署名が必要であるため、議事の最後にご案内させていただく。

市長

○市長挨拶

- ・お忙しい中ご出席いただいたこと、日頃の市政への理解について感謝申し上げる。
- ・高齢者の置かれている状況や背景は様々だが、寄り添う姿勢が重要だと考える。
- ・サッカーやバスケットの戦術でゾーンプレスというものがある。隙ができると相手に攻め込まれるため、隙をつぶすことが重要。
- ・隙をなくすには、各々が自分の役割だけをこなしていればよいということではなく、他の役割もこなし、皆で隙をなくすという姿勢が大切。
- ・行政も強く意識しなければならないが、縦割りや制度を超えて市民に寄り添う姿勢を持ち、関係機関とも連携をしていく必要がある。
- ・様々な課題に寄り添うために、皆さんと連携し、きめ細やかで心の通う地域づくりにともに取り組んでいきたい。

(他の公務により挨拶のみで退席)

事務局

(中村補佐)

○資料確認

- ①平成30年度第1回犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会次第
- ②資料1：犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会の立ち上げについて
- ③資料2：犬山市生活支援体制整備事業の進捗について
- ④資料3：犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会規則及び犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会委員名簿
- ⑤当日配付：新しい支え合いのカタチ～わたしが支える・支えられる地域へ～

事務局

(葦澤)

○犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会規則について

- ・委員は規則第2条の区分の中から(3)及び(4)号委員から委嘱。
- ・第5条部会の設置については、今後の議題に応じて、設置する可能性があることをご承知おきいただきたい。

事務局

(中村補佐)

○成立要件

- ・本日は、10名の委員のうち9名出席、1名は、途中からの出席となるため、犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会規則第4条第3項に規定する会議開催の要件を満たしており、本日の会議は成立することを報告。

○各委員自己紹介

○事務局自己紹介

事務局

(蕨澤)

○協議事項 (1) 犬山市高齢者地域ケア・生活支援推進協議会の立ち上げについて (資料1)

背景1 人口構造の変化

- ・H7 (1995) 年から15歳から64歳までの人口は減少。同時に、高齢者人口の増え方大きくなり、高齢者を若年層が肩車で支える構造が予測される。
- ・これまでは、高齢化率の速さが問題となっていたが、今後は高齢化率の高さが問題となる。
- ・犬山市の人口推移からも人口減少、高齢化率の増加がうかがえる。
- ・市内の地区別高齢化率は、どの地区も25%を超えている。30%を超える地区もある。
- ・高齢化が進展する中で、どう地域で暮らしていくかが問われてくる。
- ・人口、生産年齢人口が減少する中で、支える側の人口をどう増やすかが課題。

背景2 要介護認定者数の増加

- ・認定者数は年々増加。70歳以上の認定者が多い。
- ・H29年度は73%が要介護2までの認定者。
- ・95歳を超えると、介護度が重度の判定が多くなる。
- ・特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上。要介護2までの人は地域で暮らすため、どう地域で支えるか。

背景3 介護費用の増加

- ・犬山市はH12年度からH23年度までの11年間で2.2倍増加。
- ・対策を講じなければ、認定者数の増加に伴い、介護費用も増加。
- ・H19年度からH26年度までは施設サービス給付費はほぼ横ばいだったが、H28年度から増加傾向。居宅サービス給付費は年々増加していることから、全体的に給付費の増加がみられる。

背景4 在宅介護へのニーズ

- ・H28年度実施の高齢者福祉・介護に関するアンケート調査より抜粋。
- ・自宅で生活したい割合は約6割。
- ・掃除、洗濯、買い物、移動などの生活支援のニーズが多い。
- ・地域包括ケアシステムの構築には、地域での生活に重点を置いた施策展開が求められる。

住み慣れた地域や自宅での暮らしを支えるために

- ・ これまでは、①各制度が縦割りに個別で提供されており、介護予防に関しても、個人へのアプローチ②専門職のサービスが提供されると、地域の関係性が希薄になった。
- ・ 地域の中で継続的に取組む方が効果的という結果から、社会参加による介護予防の視点へシフト。
- ・ これからは、専門職も地域の一員として、様々な主体が地域で支える視点が必要。
- ・ 「自分らしい生活」を地域で支えるためには、周囲の意識が大切。
- ・ 介護保険制度改正で、包括的支援事業に生活支援体制整備事業等が新設された。
- ・ 本会議は、地域ケア会議の充実と生活支援体制整備事業に関係する。
- ・ 専門職が提供するサービス以外にも、多様な主体がサービスを提供できるようになった。
- ・ 本会議では、地域の実情を把握・共有し、行政だけでなく地域とともに何ができるのかを考えていきたい。

犬山市の取り組み

- ・ 介護保険制度改正にともない、4つの事業を推進。

①本会議の位置づけ（地域ケア会議）

- ・ 高齢者あんしん相談センターが開催する個別課題の解決を目的としたケア会議の積み重ねにより、共通した課題を把握することが重要。
- ・ H29年度からセンターを委託化し、現在少しずつ開催されている。
- ・ 把握した課題の中で、地域で解決できそうなものは地域で解決し、市全体で共通し、解決が困難な課題については、本会議で情報を共有し、解決策を検討する流れとしたい。

→市町村が開催する地域課題を解決するための社会基盤の整備を目的とする会議の位置づけ。

②本会議の位置づけ（生活支援体制整備事業）

- ・ 地域の資源や課題を把握し、必要な資源の開発や既存の資源と課題のマッチングなどをネットワーク構築により推進する役割を持つ生活支援コーディネーターを市内に6名配置。そのうち5名は、高齢者あんしん相談センターに配置し、担当地区で活動。残る1名は、犬山市全域を担当している。
 - ・ 5つの地区では、地域の情報共有の場として「協議体」を設置している。これを第2層協議体と呼んでいる。
 - ・ 犬山市全体の情報共有の場として、第1層の協議体を設置する必要がある。
- 多様な関係主体間での情報共有、連携・協働による取組を推進する場とし手の位置づけ。

事務局

(吉田課長)

○質疑応答

松本委員

1層と2層の説明を再度お願いします。

事務局
(菰澤)

1 層は犬山市全域を管轄していることから、本会議も犬山市全体の情報を共有する場として想定しており、2 層は、概ね中学校圏域に設置している高齢者あんしん相談センターの圏域を担当しており、その地域ごとの情報共有の場を大体月 1 回程度開催しています。

犬山市生活
支援コーデ
ィネーター

○協議事項 (2) 犬山市生活支援体制整備事業の進捗について (資料 2)

- ・ H30 年度中に生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が求められている。
- ・ 協議体というこれまでになかった仕組みを作るため、H29 年度から活動している。

各地区の進捗状況について

①犬山北地区

- ・ 主要機関が多くあり、利便性が良い。
- ・ 犬山駅を境に東部は比較的新興住宅が多く、西部は地元の住民が多い。
- ・ 城下町周辺は、祭事で町内ごとの結束が強い。
- ・ 下校時の見守りについて、脇道に入るほど手薄になり心配。
- ・ 城下町周辺は駐車場が少なく、介護サービス事業所の車を駐車スペースがない。
- ・ 犬山駅に近い新興住宅地をモデル地区としてアンケート調査を実施。集計結果の報告会で定期的な話し合いの場を持つことが決定。

②犬山南地区

- ・ 国道 41 号線、県道 27 号線を中心に飲食店や商業施設がある。
- ・ 県道 27 号線を境に東部は新興住宅地が多く、西部は地元の住民が多い。
- ・ 自治会活動が活発なところがある。
- ・ 町内会へ未加入の世帯が増えてきて、町内活動に支障が出ているところもある。
- ・ 集会所がない町内は、集まる場の設定が難しい。
- ・ 民間の医療機関や企業が地域貢献として会議室等を開放。体操教室や絵手紙教室を開催。協議体でも利用している。
- ・ 高齢者と子どもの相互見守りの視点から、ウォーキングマップを小区域ごとに作成。配布方法を検討中。

③城東地区

- ・ 犬山市の約 3 分の 1 の面積。
- ・ 新興住宅地もあるが、山林・田園地帯が多い。
- ・ 年数が経過した団地では、移動手手段の確保が困難。
- ・ 買い物支援の一環で、移動販売業者を地域で誘致し、集いの場にもなっている。
- ・ 山間部では、親族間や近隣住民の助け合いなど強い絆がみられる。

④羽黒・池野地区

- ・ 羽黒駅周辺は利便性が良い。
- ・ 高齢化が進み、今後移動手手段の確保が必要となる団地がある。
- ・ 住民に対し、今後起こりうる課題や「自分らしい暮らし」を続けるための啓発が必要と判断し、小単位で座談会を実施。
- ・ 花見の手伝いや盆踊りの再開等に関し、情報提供を実施し解決へ繋がった。

⑤楽田地区

- ・農地や果樹園が多い一方、団地が点在し、西部には工業団地がある。
- ・市内唯一の大学がある。
- ・町内会単位で支え合い活動を行おうとしているところがある。
- ・事業周知のためにチラシを作成し、町内会長が集まる場で説明。

各地区共通の課題

- ・事業の周知が必要であることから、チラシを作成する圏域が多い。
- ・多様な主体の参加に至っておらず、情報に偏りがある。
- ・情報を集約するプラットフォームが必要。
- ・有志で集まった研究会では、担い手養成や2層協議体の活性化を課題として共有。

事務局
(吉田課長)

○質疑応答・意見聴取

なし

○協議事項 (3) 会長及び副会長の選任について (資料3)

- ・協議会設置規則第3条第2項により、委員の互選と定めてあるため意見を求めます。

堀場委員

会長には、犬山市の事もよくご存じであり、産学官連携でのご活躍中の名古屋経済大学地域連携センター長の岡田委員が適任と思います。

他委員

(異議なし)

岡田委員

副会長には、地域福祉という観点から、犬山市社会福祉協議会事務局長の松山委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

他委員

(異議なし)

事務局
(吉田課長)

岡田委員と松山委員には、任期中の3年間、どうぞよろしく願いいたします。

岡田会長

○挨拶

- ・福祉の専門家でもなく、大学に地域福祉に関連する学部もなく、会をリードすることは難しいと考えるが、委員の皆様から意見を出しやすい雰囲気づくりに努めるので、活発な議論を期待する。
- ・高齢者の課題解決には社会全体の関わりが必要だが、その中でも地域の特性を活かし、その地域でしかできない活動をしていく必要があり、地域力が試されていると感じた。
- ・取り掛かりが高齢者の課題であっても、進めていくうちに子育て世代や若者にも住みやすい「まちづくり」に発展するのではないかと。
- ・所属している大学も市内唯一の大学として、この場で出た話題を持ち帰り、地域で

何ができるのかを考えていきたい。

松山副会長

- ・地域包括ケアという言葉が出てきたが、国は地域包括ケアを一步進めた地域共生社会の実現に向けた事業展開をし、支え手でありながら受け手にもなる、相互に支え合う社会を国は目指している。
- ・犬山市でも、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者基幹相談支援センターが設置されているが、最終的にはこの3つの機能が集約されたセンターの設置の構想を持ち、事業を進めていただくと、どの世代も住みやすい「まちづくり」につながるのではないかと。
- ・昔あった井戸端会議を取り戻すような感覚でよいのではないかと。
- ・そのためにも、この場での活発な意見を求めたい。

岡田会長

○次第3.「その他」

会議録公開にあたる署名者の選出

- ・公開情報（個人に関する情報）を取り扱うため非公開
他にご意見はありませんか。

事務局

（吉田課長）

委員報酬の支払いの関係で、手続きが必要な委員にはあらかじめ案内をさせていただいているため、後ほど事務局までお申し出ください。

岡田会長

他に何かありますか。

では、これからも皆様のご経験から、それぞれの立場での適切なご意見やアドバイスをしていただきますようお願いいたします。

皆様には、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは事務局へお返しします。

事務局

（吉田課長）

○閉会

（以上）

平成31年1月17日

上記に相違ないことを確認する。

（署名）

（署名）